

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 喜多町ショッピングセンター
所在地 長岡市喜多町土地区画整理事業地内4街区
設置者 中興ビルディング株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) 喜多町ショッピングセンター
(変更後) 喜多町ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 中興ビルディング株式会社 代表取締役 細川 恭一
(変更後) 中興ビルディング株式会社 代表取締役 熊倉 哲
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
- 3 変更年月日
 - (1) 平成28年1月28日
 - (2) 令和元年7月20日
 - (3) 令和元年5月1日
- 4 変更の理由
 - (1) 店舗名称が正式に決定したため
 - (2) 設置者の代表者変更のため
 - (3) テナントの小売業者の代表者交代のため
- 5 届出年月日
令和元年9月17日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年11月1日から令和2年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp